

公 示 日 : 2021 年 3 月 17 日

調達管理番号 : 20a01232

国 名 : モザンビーク国

担 当 部 署 : 経済開発部農業・農村開発第二グループ第四チーム

案 件 名 : モザンビーク国一村一品・カイゼンを通じた地場産業振興プロジェクト基本計画策定調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担 当 業 務 : 評価分析
- (2) 格 付 : 3号~4号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2021 年 5 月中旬から 2021 年 7 月下旬
- (2) 業務 M/M : 現地 0.73M/M、国内 0.70M/M、合計 1.43M/M
- (3) 業務日数 :

準備期間	現地業務期間	整理期間
7 日	22 日	7 日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見積書提出部数 : 1 部
- (3) 提出期限 : 4 月 7 日 (水) (12 時まで)
- (4) 提出方法 : 電子データのみ
 - 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き（PDF/352KB）

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf

なお、JICA 本部 1 階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

◇ 評価結果の通知 : 2021 年 4 月 23 日 (金) までに個別通知提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ① 類似業務の経験 40点
 - ② 対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③ 語学力 16点
 - ④ その他学位、資格等 16点

(計 100 点)

類似業務	各種評価調査
対象国／類似地域	モザンビーク／全途上国
語学の種類	英語 (ポルトガル語ができれば望ましい)

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

モザンビーク共和国は、主要産業の安定した成長の結果、高い経済成長を成し遂げた。しかしながら、急激な経済成長により地域間の社会経済格差が拡大したため、モザンビーク政府は各地域の豊かな資源を活用した地方産業振興を開発の優先課題とし、地域間格差の縮小を図っている。また、地域経済のけん引役となる中小零細企業（生産者グループを含む）の育成に資する行政サービスの制度構築を推進するとともに、その担い手となる政府職員の育成に着手した。モザンビークの32,629の登録企業のうち、95%が地方の起業家による中小企業とされているが、これら中小企業の多くは、国際市場及び国内市場の双方において商品の競争力の低さにより共通の課題に直面している。

このため、モザンビーク政府は2008年に商工省の下に中小企業振興機構（IPEME）を設立し、中小企業の競争力強化を通じた国内市場の拡大と地方産

品の消費促進に取り組んでおり、日本の一村一品運動と理念¹を同じくするモザンビークの一村一品（CaDUP）事業を開始した。こうした背景の下、JICAは、本邦研修等による支援を行った上で、個別専門家派遣「一村一品運動」（2010年～2012年）、基礎情報収集・確認調査「一村一品運動推進のための基礎情報収集・確認調査」（2011年～2012年）、技術協力プロジェクト「一村一品運動を通じた地域産業振興プロジェクト」（2013年～2017年）、同プロジェクトフォローアップ協力（2017年～2018年）等を実施した。その結果、対象5州（マプト、ガザ、イニャンバネ、ナンプラ、マニカ）においてIPEMEを中心とした地域の中小企業支援の枠組みが整い、支援を受けた中小企業の売上が増加するといった成果が出ている。しかしながら、成果の定着・拡大のため先行技術協力プロジェクトの対象5州及びフォローアップ協力期間中に新たに活動を行ったニアッサ州における支援体制及び技術面の更なる強化が必要であり、また全国10州のうちの残り4州への展開も課題となっている。

モザンビークでは、同じくIPEMEを対象機関として第三国研修「製品管理技術研修プロジェクト」（2018年～2021年）（マプト、イニャンバネ、マニカ、ナンプラ対象）を実施し、中小企業の生産管理能力向上支援体制の整備にも取り組んでいる。本プロジェクトでは、同研修で育成された人材や知見も活用し、カイゼン等の生産管理手法の展開を検討する予定である。

「政府5か年計画（2020-2024）」では、経済成長、生産性向上、雇用創出を政府の優先分野と位置付けており、特に零細、中小企業に焦点を当てて、市場における競争力を強化するための環境構築が重要としている。さらに「産業政策・戦略（2016-2025）」や「中小企業開発戦略」等においても、産業振興、特に地場産業振興が重要であると位置づけられ、それら地場産業の多くを占める中小零細企業開発を進めているなど、モザンビーク政府は引き続き中小企業振興を重視しており、今後、中小企業振興の枠組み、支援コンテンツ及び関係する人材の能力をさらに強化する「一村一品・カイゼンを通じた地場産業振興プロジェクト」（以下、本事業）を要請した。

JICAはこれを受け、二段階計画策定方式を採用した基本計画策定調査を実施することとした。本調査では、計画枠組み及び実施体制等を整理した上で、プロジェクトの内容を確認・協議し、プロジェクトに関わる合意文書署名・交換を行うものである。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の

¹ ①ローカルにしてグローバル、②自主自立、創意工夫、③人づくり

上、他の業務従事者や調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。また、本業務従事者は、他の課題を担当業務とする業務従事者が作成する報告書（案）を含めた報告書（案）全体の取りまとめに協力する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間（2021年5月中旬）

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関（世界銀行、インド政府、GIZ等）のこれまでの協力状況・成果・課題も確認する。
- ② 上記①をふまえ協力計画策定のために現地調査で収集すべき情報を検討し、他分野の団員とも調整の上、担当分野にかかる調査方針・計画（案）を作成する。また、担当分野の観点から、リスク管理チェックシート（案）の作成に係る必要情報を整理するとともに、JICAによる調査対処方針（案）の作成に協力する。
- ③ 他分野の団員と調整の上、モザンビーク側関係機関（C/P機関等）、他援助機関等に対する質問票（案）（英文）及び配布対象者リスト（案）を作成し、JICAに提出する（JICA事務所にてポルトガル語への翻訳を手配し、配布する）。可能な限り、現地調査前までに回答を受領し、十分に事前分析できるように配布及び回収時期・方法を工夫すること。
- ④ プロジェクトのPDM(Project Design Matrix)案、PO(Plan of Operations)案を検討する。その他、現地での協議用資料等の作成に協力する。
- ⑤ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。

(2) 現地業務期間（2021年6月上旬～下旬）

- ① JICAモザンビーク事務所等との打合せに参加する。
- ② モザンビーク側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。
- ③ 事前に配布した質問票への回答回収や上記②を通じ、情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。
 - ア) 要請背景・内容
 - イ) 関連する開発計画、政策、制度（「国家開発戦略（2015-2035）」、「政府5か年計画（2020-2024）」、「国家投資計画2020-2024」、「産業政策・戦略（2016-2025）」、「中小企業開発戦略」、「ジェンダー主流化に関する政策等」）

ウ) 中小企業振興及び一村一品運動にかかる関連各組織(中小企業振興機構、州商工局、郡経済活動事務所等)

(a) 所掌業務、組織体制

(b) 人員体制

(c) 役割分担

(d) 予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み

(e) CaDUP 事業実施の現状

(f) CaDUP 事業実施上の課題

エ) 本プロジェクトに関連する他援助機関等の活動動向、連携の可能性

- ④ PDM 案(指標の設定及び論理構造の確認含む)、PO 案、合意文書案の作成に協力する。男女で異なるニーズや課題等がある場合には、ジェンダー課題やニーズに対して対応するための取り組みを PDM 案に反映させる。
- ⑤ 協力計画策定及び合意文書確定のための協議に参加し、説明、協議の進行補助、論点の把握を行う。協議の結果をふまえ上記④を更新する。
- ⑥ 担当分野に係る調査結果を JICA モザンビーク事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間(2021年6月下旬~7月中旬)

- ① 案件概要表(案)及びリスク管理チェックシート(案)の作成に協力する。
- ② PDM 案、PO 案、R/D(Record of Discussions) 案及び M/M(Minutes of Meetings) 案の作成に協力する。
- ③ 国内打合せ、帰国報告会等に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ④ 担当分野にかかる基本計画調査報告書(案)を作成するとともに、他の担当分野の業務従事者が作成する報告書(案)を含めた全体の取りまとめに協力する。報告書(案)には、PDM 合意過程の議論の詳細、指標の設定根拠や5項目評価結果を記載すること。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 業務完了報告書

2021年7月12日までに提出。

担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)(案件概要表(案)含む)(和文)を添付し、電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約（単独型）に係る見積書について」を参照願います。

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_202103.pdf

留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、日本⇒ドーハ⇒マプト⇒ドーハ⇒日本を標準とします。
マプト以外での調査に関し、モザンビーク国内移動にかかる航空賃について5万円を定額計上してください。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境
 - ① 現地業務日程
現地業務期間は2021年6月2日～6月23日を予定しています。
本業務従事者は、JICAの調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。
 - ② 現地での業務体制
本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。
 - ア) 総括（JICA）
 - イ) 協力企画（JICA）
 - ウ) 評価分析（本コンサルタント）
 - エ) 中小企業振興／一村一品運動（JICAが別途契約するコンサルタント）
 - ③ 便宜供与内容
JICAモザンビーク事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。
 - ア) 空港送迎：あり
 - イ) 宿舍手配：あり
 - ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）
 - エ) 通訳傭上：あり（英語⇄ポルトガル語）
 - オ) 現地日程のアレンジ：JICAが必要に応じアレンジします。なお、官団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
 - カ) 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を当機構経済開発部農業・農村開発第二グループにて配布しますので、同グループアドレス (edga2@jica.go.jp) 宛にてメールをお送りください。

- ・要請書
- ・Completion Report of Follow Up of the Project for Development of Local Industry through One Village One product Movement in Mozambique (CaDUP)

- ② 本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。

- ・「モザンビーク国 一村一品運動を通じた地域産業振興プロジェクトプロジェクト事業完了報告書」

<https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000030428>

- ・モザンビーク共和国 一村一品運動を通じた地域産業振興プロジェクト終了時評価調査報告書」

<https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000034772>

- ・「モザンビーク共和国 一村一品運動を通じた地域産業振興プロジェクト詳細計画策定調査報告書」

<https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000009639>

- ・「モザンビーク共和国 一村一品運動推進のための基礎情報収集・確認調査報告書」

<https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000007494>

- ・「製品管理技術研修プロジェクト」

https://www.jica.go.jp/activities/project_list/knowledge/ku57pq00002kfqg0-att/2018_630_moz.pdf

(26 ページ参照)

- ③ 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

- ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

- イ) 提供依頼メール

- ・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

- ・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要

な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA モザンビーク事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上